

## 江東区監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項、江東区監査基準（令和2年4月1日江東区監査委員訓令甲第1号）第18条の規定に基づき、令和7年度第2回定期財務監査の結果に対し、江東区長から措置の通知があつたので、別紙のとおり公表する。

なお、豊島委員は、就任前のため、本監査に関与していない。

令和8年1月15日

江東区監査委員	豊 島 成 彦
同	佐 竹 としこ
同	金 子 ひさし
同	高 村 きよみ

# 令和7年度第2回定期財務監査 指摘事項措置報告書

[福祉部 地域ケア推進課]

## 1 指摘事項

江東区老人福祉法施行細則第9条第1項において定められている老人ホーム入所者負担金の令和5年度の収入未済額と令和6年度の収入未済繰越額に1,077,664円の相違が生じていた。

江東区会計事務規則第47条第1項では、当該年度において調定したもので、出納閉鎖期日において収入未済となったものがあるときは、その未済額を翌年度に繰越し、以下この例に従って順次繰越さなければならないと定められている。

本件指摘事項は、複数年に渡り発生している相違であり、また、昨年同課よりその改善案として、今後は都度確認し修正するとの対策が示されていた。しかしながら、今回も昨年と全く同一の事項が発生していることから、適正な事務に向けた改善がなされていないと指摘せざるを得ない。

歳入事務が適正に管理されていない行為は、区が公開する決算資料のほか、債権の時効管理や不納欠損処理の正確性にも影響が及ぶ可能性が思料される。

今後、このような事務の執行が繰り返されることのないよう、必要な改善措置を講じられたい。

## 2 措置事項

本件指摘事項が発生したのは、収入未済額と不納欠損額の算定誤り、収入未済額と収入未済繰越額との不整合、負担金の調定漏れ、納付額の未反映等の事務処理ミス等が重複して生じていたことが原因であり、本指摘以前にも金額の相違が発覚した。

誤りがあった令和2年度から令和6年度について調定額と収入額の金額の整合処理を行い、すべての金額差異を特定した。誤りのあった令和6年度以前の収入未済繰越処理、不納欠損処理は決算が確定していることから修正処理を行うことができないが、令和7年度会計において生じていた収入未済繰越額、不納欠損額の誤りについて修正を行った。

今後は、年度当初及び出納閉鎖期日後に実施する収入未済繰越処理・不納欠損処理において、歳入予算差引簿上の収入未済額と収入未済繰越額が一致することの確認を徹底する。

また、これまで複数で管理していたエクセル表を1つにまとめ、月途中の入退所者リストを新たに作成し、各月ごとに歳入予算差引簿の調定額、収入額との整合を行う。確認作業は、担当と副担当との相互チェックの後、係長が最終確認を行い、課長へ報告する方式に改める。

監査指摘事項については、担当者に毎月進捗状況を聴取するとともに、事後確認を徹底し、漏れがないように確実に実施する。